

決議案第 4 号

(和光市議会)

元職員の不祥事に関する賠償責任を市民に負わせないことを求める決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 27 日

和光市議会議長 富澤 啓二 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

安保友博
吉田武司

元職員の不祥事に関する賠償責任を市民に負わせないことを求める決議

和光市議会は、令和5年12月定例議会において、元職員による不法行為の被害者に対し、4870万円を支払い和解することについて、附帯決議を伴って議決承認した。

その後市は当該被害者に対し、4870万円を支払い、これについて柴崎市長は、2月15日の全員協議会において「まずは被害者の方にお支払いを立て替えてさせていただいております。」と発言している。

市の一般会計から支出した賠償金はとりもなおさず市民が負担をしていることと同義であるところ、決裁を行った市長には市民からの税金を無駄にしないために、立て替えている賠償金を市民負担にしないようあらゆる手段を講じるべきである。

議会はその責務として今後の市の動向を監視する必要があることから、以下のとおり求めるものである。

記

1. 元職員の管理監督義務に落度が無かったかを再検証し、その責任を明らかにすること
2. 市が立て替えている賠償責任の原因者から市が負担した賠償金を回収すること
3. 市民に対して、回収の経過および結果を速やかに説明すること

以上

以上、決議する。

令和6年6月27日

埼玉県和光市議会